

○南九州市成年後見人等報酬助成要綱

平成19年12月 1 日

告示第30号

（目的）

第1条 この告示は、成年後見人制度を利用する高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下これらを「高齢者等」という。）に係る成年後見人等の報酬に対し助成することにより、高齢者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 成年後見人等 民法（明治29年法律第89号）第8条、第12条及び第16条に規定する成年後見人、保佐人及び補助人である者をいう。

（2） 報酬 民法第862条に規定する報酬をいう。

（助成の対象）

第3条 助成の対象者（以下「助成対象者」という。）は、市長による審判請求（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2に規定する審判請求をいう。）の場合に限らず、成年後見人等が民法第725条に規定する親族でない者で、次に掲げる経済的要件のいずれか及び住所地要件のいずれにも該当する者とする。

（1） 経済的要件

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項及び第2項に規定する者

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

ウ 成年後見人等の報酬を負担することが困難であると市長が認めた者

（2） 住所地要件

ア 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者（他市区町村の市区町村長が措置権者若しくは生活保護の実施機関である者又は他市区町村が介護保険の保険者若しくは自立支援給付の実施主体である者を除く。）

イ 市長が措置権者若しくは生活保護の実施機関である者又は本市が介護保険の保険者若しくは自立支援給付の実施主体となっている者

2 前項に規定する助成対象者が死亡し、かつ、成年後見人等が助成対象者の相続人又は相続財産管理人から報酬を受領することができない場合は、成年後見

人等を助成対象者とすることができる。

（助成の額）

第4条 報酬の助成の額は、家庭裁判所が決定した報酬の額の全部又は一部の額とする。

（支給申請）

第5条 報酬の助成を受けようとする者は、成年後見人等報酬助成申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 後見等の開始の事実が確認できる書類
- （2） 家庭裁判所による報酬付与に係る決定を受けたことを示す書類
- （3） 高齢者等の収支の状況を明らかにする書類
- （4） その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、家庭裁判所による報酬付与に係る決定のあった日の翌日から起算して60日以内とする。

（支給の決定）

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、家庭裁判所の審判の結果、本人の負担能力等を総合的に考察の上、審査を行い、助成金の支給の可否を決定し、その旨を成年後見人等報酬助成決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（届出）

第7条 第5条に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、成年後見人等報酬助成申請事項変更届（第3号様式）により、速やかに市長に届けなければならない。

（請求権の取消し等）

第8条 報酬の助成を申請し、受給した者が次の各号のいずれかに該当するときは、その請求権を取り消し、助成を停止し、又は報酬の助成の額の全部又は一部を返還させるものとする。

- （1） 虚偽の申請のその他不正の手段によって報酬の助成を受け、又は受けようとしたとき。
- （2） 成年後見人等を解任したとき。

（請求権取消し等の通知）

第9条 市長は、前条に規定する請求権を取り消し、又は支給を停止したときは、成年後見人等報酬助成取消（停止）通知書（第4号様式）により、報酬を返還させるときは、成年後見人等報酬助成金返還命令書（第5号様式）により通知するものとする。

（譲渡及び担保の禁止）

第10条 報酬の助成の請求権は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の穎娃町成年後見人等報酬助成要綱（平成18年穎娃町告示第41号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年6月24日告示第113号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第77号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の際現に提出されている改正前の各要綱の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の各要綱の規定による様式とみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則（令和3年4月30日告示第104号）

この告示は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日告示第66号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

成年後見人等報酬助成申請書

年 月 日

南九州市長 様

南九州市成年後見人等報酬助成要綱第 5 条の規定に基づき、次のとおり成年後見人等報酬助成の支給を申請します。

申請者 (被後見人等)	フリガナ		後見等の 類型	後見・保佐・補助
	氏名			
	住所	〒		
	生年月日	年 月 日	電話番号	
後見人等	フリガナ		職業等	弁護士・司法書士 社会福祉士・行政書士 その他（ ）
	氏名			
	住所	〒		
	生年月日	年 月 日	電話番号	
申請額				
助成対象期間		年 月 日から 年 月 日まで		
添付書類		(1) 後見等の開始の事実が確認できる書類 (2) 家庭裁判所による報酬付与に係る決定を受けたことを示す書類 (3) 高齢者等の収支の状況を明らかにする書類 (4) その他市長が必要と認める書類		

第 2 号様式（第 6 条関係）

成年後見人等報酬助成決定通知書

年 月 日

様

南九州市長 印

年 月 日付けで申請のありました成年後見人等報酬助成について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定内容				
助成金支給額				
支給対象期間		年 月 日から 年 月 日まで		
支給対象者	フリガナ			
	氏名		生年月日	年 月 日
	住所	〒		
後見人等	フリガナ			
	氏名		生年月日	年 月 日
	住所	〒		
却下・減額理由				
支給条件		次に掲げる事由に該当する場合は、支給された助成金に相当する金額を返還しなければならない。 (1) 虚偽の申請、その他不正の手段により報酬の助成を受けたとき。 (2) 成年後見人等を解任したとき。		

第3号様式(第7条関係)

成年後見人等報酬助成申請事項変更届

年 月 日

南九州市長 様

住所
氏名

次のとおり申請事項に変更があったので、届けます。

- 1 変更年月日 年 月 日
- 2 変更の内容

(1) 成年後見人等の住所又は氏名の変更

(2) 成年後見人等報酬助成金の額の変更

(3) その他

第4号様式(第9条関係)

成年後見人等報酬助成取消・停止通知書

年 月 日

様

南九州市長 

年 月 日付けで申請のあった南九州市成年後見人等報酬助成金については、南九州市成年後見人等報酬助成要綱第9条の規定に基づき、下記の理由により支給を取消し・停止したので、通知します。

記

理由

第5号様式(第9条関係)

成年後見人等報酬助成金返還命令書

年 月 日

様

南九州市長



先に受領された 年度分南九州市成年後見人等報酬助成金については、南九州市
成年後見人等報酬助成要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還すべき成年後見人等報酬助成金の額 円
- 2 返還すべき期日 年 月 日
- 3 返還すべき場所
- 4 返還を命ずる理由